

例題 1 4

助教授 瀧本 正太郎
shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

6月25日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

教科書（藤田・国際法講義）p. 148 は、「最近のこれらわずかの事例から一般的結果を引き出すのは危険であるが、自決権に違反して成立した実体が国家性を主張することを禁止する新しい基準があらわれつつある」と述べる。

問 その「新しい基準」は、現在、慣習国際法規則となっているか。

注 結論自体は評価の対象としない。